

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案については、6月6日の水産政策審議会資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申された。これを受けて、標記省令を8月1日に施行する予定である。

1 改正の趣旨

- (1) かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚種については、多国間条約に基づき設置されている地域漁業管理機関によって、資源の保存、管理の枠組決定が行われている。この中で、近年の資源状況の悪化を受け、資源保存に係る措置を強化する機運が高まっており、各管理機関においては、適切に資源管理を図る観点から、具体的な規制措置を決議し、関係国に対して的確に遵守するよう求めている。
- (2) 我が国の遠洋かつお・まぐろ漁業等、まぐろ類を漁獲対象としている許可漁業については、公海及び外国排他的経済水域をその主な漁場としており、我が国独自の漁業・資源管理措置に加え、上記の通り、各管理機関により定められた国際的な漁業・資源管理措置を遵守し、これを確実に履行することにより責任ある漁業国としての管理体制を確立することが必要であることから、今回、関係制度の改正を行う。

2 改正の概要

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）において、次に掲げる規定の整備を行う。

(1) 大西洋くろまぐろの管理の徹底のための措置の導入【指定省令関係】

- ① 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、大西洋の海域において採捕されるくろまぐろ（以下「大西洋くろまぐろ」という。）の採捕を行う場合には、農林水産大臣が行う大西洋くろまぐろの漁獲量の限度についての漁業者別及び船舶別の個別割当てを受けるとする（第57条関係）。
- ② 採捕した大西洋くろまぐろに当該採捕に使用した船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示することとする（第58条関係）。
- ③ 大西洋くろまぐろの陸揚げ又は転載の届出において、上記②に係る信号符字及び採捕の順序を示す番号を併せて届けることとする（第60条の2関係）。
- ④ 大西洋くろまぐろの漁獲量の限度の割当てを受けた遠洋かつお・まぐろ漁業者以

外の者の大西洋くろまぐろの採捕を禁止する（第91条の3関係）。

⑤ 第18条第1項（指定された陸揚港への陸揚げ）並びに上記①及び④に違反して採捕した大西洋くろまぐろ又はその製品の販売等を禁止する（第91条の4関係）。

(2) 漁獲成績報告書の提出期限の変更【指定省令関係】

遠洋かつお・まぐろ漁業における漁獲成績報告書について、当該旬の次の旬の末日までの提出義務を課すこととする（第28条関係）。

(3) 一定の場合に操業日誌を漁獲成績報告書とみなし提出すること【指定省令関係】

操業日誌に漁獲成績報告書に記載すべき事項のすべてが記載されている場合は、当該操業日誌を漁獲成績報告書とみなし提出することができることとする（新設）。

(4) 浮きはえ縄を使用する漁業者の漁具に関する制限【指定省令及び特定大臣許可省令関係】

遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業又は沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者のうち浮きはえ縄を使用する者について、海域ごとにそれぞれ農林水産大臣が定める我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具の制限の遵守を義務付ける（新設）。

(5) さめの魚体の所持等の制限【指定省令及び特定大臣許可省令関係】

遠洋かつお・まぐろ漁業者、近海かつお・まぐろ漁業者又は沿岸まぐろはえ縄漁業者が採捕したさめを所持したときは、さめのすべての部分を陸揚げまでの間船上において所持すること及び所持したさめのすべての部分を陸揚げすることを義務付ける（新設）。

(6) 漁業手数料規則の改正について

今回、指定省令を改正し大西洋くろまぐろについて割当て制度を導入することから、当該割当てに係る申請についての手数料を定めることとする。

3 施行期日

平成20年8月1日